

一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西23条北4丁目1番地2
 名称 有限会社 タナベ
 代表者 代表取締役 田邊 宏 様

平成30年4月20日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (家屋解体に伴う一般廃棄物・遺品)
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許可期間		平成30年 10月5日 平成32年 10月4日
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		上士幌町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	北十勝2町環境衛生処理組合
	その他	1. 営業を廃止したときは、直ちにこの許可を返還すること。 2. この許可証は、他人に譲渡、貸与してはならない。 3. この許可に係る営業を行うときは、この許可証又はその写しを関係者に提示すること。

平成30年4月23日

上士幌町長 竹 中

